

後期高齢者医療制度に関する要望書

(写)

高齢者を取り巻く環境については、IoTやビッグデータ、AIといったICTの進化に伴う社会の変革をはじめ、大規模災害や新型コロナウイルス感染症等の予期せぬ事態に見舞われるなど、著しく変化している状況である。

そのような中、高齢者数は2040年にピークを迎えることが見込まれており、今後より一層、後期高齢者医療制度の安定的な運営が求められている。

そのため、様々な課題に直面する高齢者医療に携わる現場の声に耳を傾けていただき、以下の事項について、国による積極的な対応や実現に向けた取組を要望する。

記

1 制度の運営体制について

- ① 後期高齢者医療制度の運営体制は、主に市町村からの派遣職員で構成されているため、専門的な人材育成に課題がある。後期高齢者医療制度が持続可能で安定した運営体制を確立できるよう、抜本的な運営体制の見直しについて、都道府県の関与も含めた具体的な方向性を早急に示すこと。
- ② 広域連合へ職員を派遣する市町村は、職員定数の制約がある中で派遣を行うため、定数上の緩和措置を行い、派遣しやすい環境を整備するとともに、安定運営を目的とした広域連合の職員採用について、適切な財政措置の拡充を講じること。

2 マイナンバー制度関連について

- ① マイナンバーカード利用によるオンライン資格確認では、被保険者がマイナンバーカード利用へと円滑に移行できるよう、高齢者にも利用しやすい仕組みを作り、国による周知・広報等を十分に行うこと。
- ② 制度導入後における「中間サーバー」等の維持管理費及び運営費について、広域連合の費用負担を軽減する財政措置を行うこと。
- ③ マイナンバーカード取得促進について、被保険者証更新時等にカード申請書等を同封する業務が実質的に不可能な団体もあるため、実施方法を見直すとともに、マイナンバーカード取得促進に係る費用について、国の助成制度を新たに創設すること。
- ④ 保険者や医療機関等がオンライン資格確認を円滑に運用できる環境を整備するための費用に十分な財政措置を講じること。
また、柔道整復・はりきゅう・あん摩・マッサージの施術所を含めた全ての関係機関に対しても等しく環境整備を図ること。

3 財政関係について

- ① 後期高齢者医療制度の安定的な運営に必要な財政支援について、財源負担のあり方を検討するに当たっては、地方公共団体や保険者等関係団体の意見を十分聴取し、定率国庫負担割合の増加や国の責任ある財政支援を拡充する等、高齢者だけが負担増とならないよう、十分な対策を講じること。
- ② 財政安定化基金を後期高齢者の保険料負担の増加抑制のために活用できる仕組みとして恒久化し、制度の安定化を図ること。

4 保険料の軽減特例について

- ① 均等割の軽減特例の見直しについては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとされているが、軽減特例が見直された9割軽減対象者(令和2年度7割軽減)の中には年金不受給者や課税世帯に属する者も含まれ、年金生活者支援給付金の支給を受けられない者が存在するため、国の責任において財政支援措置を講じること。

② 元被扶養者に対する所得割額の賦課については、「賦課開始時期を引き続き検討する。」とされているが、低所得者等の生活に大きな影響を与えるものであるため、現行制度を継続すること。

③ 保険料の軽減判定を行うための所得の算定方法については、税法上の所得をそのまま引用できるよう、制度面及び法制面での課題を早急に解決し、早期の政令改正を行うこと。

5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

- ① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、実施内容の詳細が直前まで示されず、充分に現場の意見が反映できないまままでの事業実施となつたため、今後の事業展開に当たっては、現場の意見を取り入れながら事業内容や運用の見直しを行うなど、柔軟に対応すること。
- ② 国の関係部署間において充分な連携・調整を図るとともに、安定的な財政運営と人材確保に対し支援を行うこと。

6 大規模災害などについて

- ① 東日本大震災で被災した、避難指示等対象地域以外の被保険者等の保険料及び一部負担金の免除に要する費用を全額財政支援とする措置を再開すること。
- ② 大規模災害により被災した被保険者等の支援に要する費用については、被災した被保険者が安定した日常生活を取り戻せるまで、国による財政支援を継続すること。

7 周知・広報について

- ① 後期高齢者医療制度の周知広報に係る実施方法及び実施時期について、早期に提示するとともに、制度周知に必要な所要の経費について、国の助成制度を創設すること。

8 窓口負担のあり方について

- ① 後期高齢者の窓口負担については、勤労世代の高齢者医療への負担状況に配慮しつつも、高齢者が必要な医療を受ける機会が確保されるよう、高齢者の疾病、生活状況等の実態及び所得状況等を考慮し慎重かつ十分な議論を重ねること。
- ② やむを得ず窓口負担の割合を引き上げる場合は、十分な周知期間を設け、被保険者に対し見直し内容及び必要性について丁寧な説明を行うとともに、激変緩和措置を講じる等負担割合が増える被保険者に十分配慮すること。
- ③ 広域連合に対しても速やかな情報提供を行い、周知・広報やシステム改修に係る費用については国が財政支援を行うこと。

以上

令和2年8月6日

厚生労働大臣 加藤勝信様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横尾俊彦

